

一般送配電業務の中立性確保に関する行動規程

2020年4月1日制定
2025年6月26日第12次改正
(所管) 流通総務部

(目次)

I. 総則

1. 用語の定義

II. ネットワーク運営の中立性確保のための取扱い

1. 取締役の兼職規制
2. 従業員の兼職規制
3. 兼職を行う場合の事前説明等
4. 人事交流の制限
5. 情報の目的外利用または提供の禁止に係る取扱い
6. 送配電等業務における差別的取扱いの禁止に係る取扱い
7. その他の競争関係阻害行為の禁止
8. グループ内取引の取扱い
9. 業務委託の取扱い
10. 最終保障供給または離島等供給の業務を委託する場合の公募の取扱い
11. 業務受託の取扱い
12. 配電事業者の取扱い

III. 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備

1. 管理体制
2. 業務を行う執務室の物理的隔絶
3. 非公開情報を管理するシステム構築
4. 災害対応を委託する場合における情報の取扱い
5. 情報管理の教育
6. 情報管理責任者および役割
7. 小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者との取引記録の保存
8. 法令遵守責任者および役割
9. 託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の監視部門および役割
10. 経済産業大臣への報告
11. 行為規制等遵守委員会および役割
12. 規程に反する行為または規程に反するおそれがある行為が発生・発覚した場合の取扱い
13. 規程に違反した場合の措置等

本規程は、北海道電力ネットワーク株式会社（以下、「ほくでんネットワーク」という）の取締役および従業員が、一般送配電業務に関する関係法令、適正な電力取引についての指針等を遵守し、一般送配電事業者としての中立性および公平性の確保を図るため、必要な基本的事項を定める。

I. 総則

1. 用語の定義

本規程で使用する用語の定義は、次による。

(1) 従業員等

ほくでんネットワークの取締役および従業員の総称をいう。

(2) 一般送配電業務

送配電等業務、管理業務および最終保障供給・離島等供給業務（発電事業に該当する部分を除く）の総称をいう。

(3) 送配電等業務

託送供給等業務その他の変電、送電および配電に係る業務をいう。

(4) 託送供給等業務

託送供給および電力量調整供給の業務をいう。

(5) 特定送配電等業務

非公開情報を入手することができる業務または送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務をいう。

(6) 再エネ供給業務

電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する特定契約または第二条の七第一項に規定する一時調達契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務をいう。

(7) 非公開情報

託送供給等業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報をいう。

(8) 非公開情報に相当する情報

非公開情報に相当する情報とは、一般送配電事業者が営む託送供給および電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報をいう。もしくは、再エネ供給業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る情報をいう。

(9) 託送供給等関連情報

託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者および需要者に関する情報であって、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報をいう。

(10) 電気供給事業者

電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者を含む）をいう。

(11) 託送供給等部門

託送供給等業務を行う部門をいう。

(12) 特定関係事業者

電気事業法 第二十二條の三に規定する特定関係事業者をいい、北海道電力株式会社、北海道パワーエンジニアリング株式会社およびほくでんエコエナジー株式会社をいう。

(13) 契約者等

託送供給等約款において定義された「契約者」、「発電契約者」、「需要抑制契約者」、「発電者」および「需要者」の総称をいう。

(14) 配電事業者

電気事業法 第二条第一項第十一の三号に規定する配電事業を営む者であり、電気事業法 第二十七條の十二の二に規定する経済産業大臣の許可を受けた者をいう。

(15) 調整力の調達関連業務

周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要となる発電設備（揚水発電設備を含む）、蓄電設備、ディマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの（ただし、流通設備は除く）の調達に係る業務をいう。

(16) 内部システム

内部システムとは、ほくでんネットワークが業務のために活用する以下のシステムをいう。

・ほくでんネットワークまたはグループ会社が所管^{*1}し、利用者が当社事業関係者^{*2}に限定されているシステム

※1 システムの所有権や最終的な責任を持つことを指し、業務委託に基づくシステムメンテナンス等は含まない

※2 当社事業関係者とは、ほくでんネットワーク、グループ会社、業務委託先、電気事業者^{*3}を指す

※3 電気事業者とは、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者および特定卸供給事業者を指す

(17) 外部システム

外部システムとは、ほくでんネットワークが業務のために活用する以下のシステムをいう。

- ・ほくでんネットワークまたはグループ会社が所管し、当社事業関係者および一般ユーザーが利用可能なシステム
- ・ほくでんネットワークまたはグループ会社以外の企業・団体が所管するシステム

II. ネットワーク運営の中立性確保のための取扱い

1. 取締役の兼職規制

取締役は特定関係事業者の取締役または従業員との兼職を、従業員は特定関係事業者の取締役との兼職を原則行わない。ただし、以下の①または②のいずれかの措置を講じる場合は、この限りでない。

①ほくでんネットワークにおいて以下の措置を全て講じる場合

- ・兼職を行う者（以下、「兼職者」という）が非公開情報を入手できないことを確保するための措置。
- ・兼職者が送配電等業務のうち、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るものに参画できないことを確保するための措置。

②特定関係事業者において、兼職者が小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の経営管理に係る業務運営上の重要な決定に参画できないことを確保するための措置を講じる場合

なお、上記①の措置については、別途Ⅲ. 8に定める法令遵守責任者が業務執行の状況を監視するとともに、流通内部監査室が業務全般に関する情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視する。

2. 従業員の兼職規制

特定送配電等業務については、特定関係事業者の従業員に原則従事させない。ただし、以下に定める特定関係事業者の従業員でない場合は、この限りでない。

(1) 小売電気事業者の従業員であって、次のいずれかに該当するもの

- ①小売電気事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- ②小売供給契約に関する業務を行う部門において、需要家に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（①に該当するものを除く）
- ③小売電気事業に係る電力の取引に関する業務を行う部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（①または②に該当するものを除く）

(2) 発電事業者の従業員であって、次のいずれかに該当するもの

- ①発電事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- ②電源開発についての計画の策定に関する業務を行う部門において、当該計画に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（①に該当するものを除く）
- ③発電事業に係る電力の取引に関する業務を行う部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（①に該当するものを除く）

(3) 特定卸供給事業者の従業員であって、次のいずれかに該当するもの

- ①特定卸供給事業の業務の運営における重要な決定に参画する管理的地位にあるもの
- ②特定卸供給事業に係る電力の取引に関する業務を実施する部門において、当該取引に関する情報を取り扱う業務における管理的地位にあるもの（①に該当するものを除く）

3. 兼職を行う場合の事前説明等

従業員等が特定関係事業者との間において兼職を行う場合には、実施前に電力・ガス取引監視等委員会に兼職者の業務内容、役職名、兼職の必要性、兼職によって電気供給事業者間の適正な競争関係が阻害される行為が発生しないと考える根拠および当該行為の発生を防ぐ仕組みとその実施状況等について説明し、社外公表する。

4. 人事交流の制限

特定関係事業者の取締役および従業員との人事交流については、以下のとおり制限を行う。

(1) 取締役

取締役を退任した場合は、2年間、特定関係事業者の取締役ならびに特定関係事業者の小売部門、特定卸供給部門、電力取引箇所および電源開発計画策定箇所への人事異動を行わない。

(2) 従業員

託送供給等業務に関する契約者等との情報連絡窓口、基幹系統の系統計画策定箇所および調整力の調達関連業務箇所から、特定関係事業者の取締役ならびに小売部門、特定卸供給部門、電力取引箇所および電源開発計画策定箇所へ、直接の人事異動を行わない。

5. 情報の目的外利用または提供の禁止に係る取扱い

(1) 情報連絡窓口

託送供給等業務に関する契約者等との情報連絡窓口は、業務部託送サービスセンター、業務部カスタマーサービスセンターおよび工務部中央給電指令所とする。

(2) 従業員等の業務制限

従業員等は特定関係事業者の業務を原則行わない。ただし、供給設備の事故や非常災害時等、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合や需給ひっ迫時には、特定関係事業者の従業員が託送供給等業務を行うこと、または託送供給等業務を行う従業員が特定関係事業者の業務を行うことができる。

また、緊急的に供給支障を解消することが必要な場合のほか、特定関係事業者と連携(委託を含む)して送配電等業務を実施する必要がある場合には、業務の過度の硬直化・非効率化を招かないように留意するとともに、電気事業法で禁止される行為に該当しないかを確認し、当該業務を明確化したうえで実施することができる。

(3) 情報連絡窓口に提供された情報の取扱い

情報連絡窓口の従業員等は、託送供給等業務を遂行するため、情報連絡窓口に提供された託送供給等関連情報を情報連絡窓口以外（技術検討箇所を含む）へ依頼・伝達せざるを得ない場合には、電気供給事業者や関連する発電所・需要者の名称等データを特定する必要のないものを、符号化等（マスキング含む）して業務依頼等を行うなどの対応により、当該情報を特定関係事業者が目的外に活用できないよう厳格に管理する。

(4) 情報の目的外利用または提供の禁止

従業員等は、託送供給等関連情報を託送供給等業務および再エネ供給業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、または提供する行為をしてはならない。

(5) 会社間異動時における情報管理

従業員等は、ほくでんネットワークから特定関係事業者へ移籍異動、出向、転籍など会社間異動する際は、在籍時に知り得た非公開情報を持ち出してはならない。

(6) 会社間異動時における「誓約書」の提出

従業員等は、ほくでんネットワークから特定関係事業者へ移籍異動、出向、転籍など会社間異動する際は、「誓約書」を提出する。

6. 送配電等業務における差別的取扱いの禁止に係る取扱い

(1) 系統運用および系統情報の開示・周知等

系統運用および系統情報の開示・周知等について、電力広域的運営推進機関の定める「送配電等業務指針」ならびに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」および「系統情報の公表の考え方」を踏まえ、電気供給事業者全てに適用される社内ルールを公開し、従業員等は、当該ルールを遵守する。

(2) 託送供給等に係る契約電力の設定および変更の取扱い

託送供給等に係る契約電力の設定および変更の取扱いについて、合理的かつ客観的な基準を公表し、それに基づいて統一的に行う。

(3) 差別的取扱いの禁止行為

従業員等は、送配電等業務において、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、もしくは不利益を与える行為を行わない。

7. その他の競争関係阻害行為の禁止

(1) 商号および商標の取扱い

特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号および商標を用いない。ただし、次の①または②に該当する場合を除く。

①容易に視認できない場所に刻印または表示（以下、「刻印等」という）する場合

②特定関係事業者と同一であると誤認されるおそれのない商標（以下「独自商標」という）と併せて用いる場合

特定関係事業者がほくでんネットワークの信用力・ブランド力を活用して自らの営業活動を有利にすることを確実に防ぐため、上記①に係わらず、新たに商号を刻印等する場合には、ほくでんネットワークの商号を刻印等する。また、新たに商標を刻印等する場合には、独自商標のみ、または、ほくでんグループ商標等に併せて独自商標を刻印等する。

(2) 特定関係事業者に対する需要者等の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為の禁止

電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害することを防止するため、特定関係事業者に対する需要者、取引先その他の利害関係者の評価を高めることに資する広告、宣伝その他の営業行為を行わない。

8. グループ内取引の取扱い

通常取引の条件と異なる条件かつ電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある条件で、特定関係事業者およびその関係会社と取引を行わない。

9. 業務委託の取扱い

(1) 特定関係事業者または当該特定関係事業者の子会社等への委託

特定関係事業者または当該特定関係事業者の子会社等へ送配電等業務を委託しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- ①災害その他非常の場合において、やむを得ず一時的に委託する場合
- ②ほくでんネットワークの子会社へ委託する場合
- ③次のいずれにも該当しない場合
 - ・非公開情報を取り扱う業務を委託する場合
 - ・小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得る業務であり、受託者の裁量の余地がない業務であることが明白でない業務を委託する場合
 - ・受託者を公募することなく業務を委託することが、当該委託に係る業務の性質その他の事情に照らして、合理的な理由を欠く場合

(2) 特定関係事業者または当該特定関係事業者の子会社等以外の小売電気事業者に対する委託

特定関係事業者または当該特定関係事業者の子会社等以外の小売電気事業者に対して送配電等業務を委託することは、電気事業法により禁止される業務の委託に該当するものではない。

ただし、特定関係事業者または当該特定関係事業者の子会社等以外の小売電気事業者に対して、災害対応に係る委託を行う場合には、情報の適正な管理および差別的取扱いの禁止の確実な確保の観点から、Ⅲ. 4に規定する特定関係事業者または特定関係事業者の子会社等に対して災害対応を委託する場合に求められる措置と同様の措置を講じる。

10. 最終保障供給または離島等供給の業務を委託する場合の公募の取扱い

最終保障供給または離島等供給の業務を委託する場合には、受託者を公募することとし、新聞掲載、掲示、インターネットの利用など適切な方法により広告し、競争入札の方法その他公正かつ適切な業務の受託の実施が確保される方法により行う。ただし、災害その他非常の場合において、やむを得ず一時的に委託する場合は、この限りでない。

11. 業務受託の取扱い

特定関係事業者から小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業の業務を受託しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

なお、当該業務を受託する場合には、委託に応じ実施することが可能な業務の概要を社外公表する。

- ①災害その他非常の場合において、やむを得ず一時的に受託する場合
- ②業務を受託するか否かの判断および受託する業務が、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、もしくは利益を与え、または不当に不利な取扱いをし、もしくは不利益を与えることができるものでない場合

12. 配電事業者の取扱い

配電事業者または配電事業を営もうとする者から次のとおり情報提供の依頼および協議の求めがあった場合には、正当な理由がない限り、これに応じるとともに情報提供や協議を遅延させることのないよう対応する。

(1) 情報提供

- ①配電事業を営もうとする者から、配電事業への参入を検討するに当たって必要なデータの提供依頼があった場合
- ②配電事業者が事業の許可を受けた後、託送料金の設定、引継計画の作成および地方公共団体、電気の利用者（配電事業者が託送供給を行っている小売電気事業者から電気の供給を受けている者に限る。）、配電事業者の託送供給等約款により電気の供給を受けることとなる者その他の関係者に対する説明会の開催その他の方法による説明の実施のために、関連する情報の提供の依頼があった場合

(2) 業務の受託

配電事業者から業務の委託に関して協議の求めがあった場合

(3) 引継計画および休廃止時取決書の作成

配電事業者から引継計画および休廃止時取決書の作成について協議の求めがあった場合

(4) 配電事業の休止または廃止

配電事業者から当該配電事業者の供給区域内の需要家を保護する観点から事業の全部もしくは一部の休止または事業の全部もしくは一部の廃止について協議の求めがあった場合

Ⅲ. 電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備

電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するための体制整備等として以下の措置を講じる。

1. 管理体制

ほくでんネットワークの情報管理・法令等遵守に関する管理体制（組織体制）は、以下の3つの枠組み（3線管理体制）で構成し、複層的にリスク管理を行う。

（1）第1線（業務執行箇所）

本店各部室（流通内部監査室および流通総務部行為規制遵守推進グループを除く）、本店部室に準じる内部組織、統括支店、支店、ネットワークセンター

（2）第2線（行為規制担当箇所）

流通総務部行為規制遵守推進グループ

（3）第3線（内部監査担当箇所）

流通内部監査室

2. 業務を行う執務室の物理的隔絶

ほくでんネットワークの業務の用に供する執務室と特定関係事業者の業務（ほくでんネットワークがその特定関係事業者から受託する業務を除く）の用に供する執務室とは物理的隔絶を担保し、入室制限等を行う。

3. 非公開情報を管理するシステム構築

（1）システム構築の要件

託送供給等部門において非公開情報の管理の用に供するシステム（以下、「行為規制対象システム」という）は、以下の要件を満たすよう構築する。

- ①必要に応じて区分された非公開情報ごとに、それぞれ区分された非公開情報を利用し、または提供するために入手することができる者として特定された者のみが当該情報を入手することができること。
- ②行為規制対象システムを使用して非公開情報を入手した者を識別することが可能で、当該者が入手した非公開情報の内容および当該非公開情報を入手した日時を記録し、これを5年間保存できること。
- ③②において保存された記録について、①において特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを定期的に確認することができるものであること。

（2）特定関係事業者とのシステム共用

行為規制対象システムは、特定関係事業者と共用しない。

ただし、次に掲げるシステムであって、託送供給等業務および再エネ供給業務の用に供する目的以外の目的のために非公開情報を取扱うことができないものであることが確保されたシステムを特定関係事業者と共用することについては、この限りではない。

- ①非公開情報のうち、その特定関係事業者以外の小売電気事業者の小売供給の相手方に関する情報および電力の売買取引に関する情報を保有するシステムでないシステム
- ②2024年4月1日時点において、特定関係事業者と共用しないものとするための措置を完了していないシステムであって、当該措置を適切に完了するために必要と認められる期間を経過していないもの

4. 災害対応を委託する場合における情報の取扱い

災害対応準備業務や災害時の復旧業務（以下、「災害対応」という）を特定関係事業者または当該特定関係事業者の子会社等（以下、「特定関係事業者等」という）に委託する場合において、災害対応に必要な情報を当該特定関係事業者等に参照可能とする場合は、託送供給等業務において知り得た情報の目的外利用や送配電等業務における差別的取扱いが禁止される。

行為規制対象システムを用いて災害対応に必要な情報を当該特定関係事業者等に参照可能とする場合は、規程Ⅲ. 3（1）①のとおり特定された者のみが非公開情報を入手することができるものとするをはじめとする体制整備等の措置を講じる。

5. 情報管理の教育

一般送配電業務の情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いを遵守させるため、従業員等に対し必要な研修を実施する。

6. 情報管理責任者および役割

一般送配電業務の情報の管理責任者は、当該情報管理を所管する取締役とする。また、当該責任者は、従業員等が本規程を遵守するよう、一般送配電業務の情報の入手、利用、提供その他の当該情報の取扱いを管理する。

7. 小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者との取引記録の保存

託送供給等部門のうち情報連絡窓口においては、託送供給等業務について、小売電気事業者、発電事業者または特定卸供給事業者との取引、連絡調整の経緯およびその内容を記録し、これを5年間保存する。ただし、日常的な問合せへの対応など取引および連絡調整の経緯等が軽微なものである場合は、この限りでない。

8. 法令遵守責任者および役割

法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分または約款もしくは会社規範をいう）を遵守するための体制の確保に係る責任者はコンプライアンスを所管する取締役とする。また、当該責任者は、託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務が法令等に適合することを確保するため、本規程を整備・運用するとともに、毎年度、法令遵守計画を整備し、運用およびその業務執行の状況を監視する。

9. 託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の監視部門および役割

託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の実施状況を監視する部門は流通内部監査室とし、託送供給等部門および再エネ供給業務を行う部門とは別に置き、特定関係事業者から独立した組織とする。また、本部門の役割は以下のとおりとする。

- ① 託送供給等部門および再エネ供給業務を行う部門において、一般送配電業務の情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視する。
- ② 託送供給等業務その他その一般送配電事業の業務の運営および内容について、法令等を遵守するものであるかどうかについて監視する。
- ③ 監視結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告する。

10. 経済産業大臣への報告

毎年6月末までに体制整備報告書にて経済産業大臣へ報告する。

11. 行為規制等遵守委員会および役割

行為規制など一般送配電事業者の中立性・公平性確保に係る関連法令等の遵守体制の維持・強化を目的として、社長執行役員を委員長とし、外部専門家を委員に加えた、行為規制等遵守委員会を設置する。同委員会においては、各委員から組織・体制、仕組みなど、取り組みの実効性評価・提言を受け、行為規制等法令遵守の体制を継続的に見直し、取り組みの徹底・強化のための改善策を策定し、全社的活動の推進を図る。

12. 規程に反する行為または規程に反するおそれがある行為が発生・発覚した場合の取扱い

本規程に反する行為または規程に反するおそれがある行為が発生・発覚した場合、事案発生箇所は速やかに流通総務部行為規制遵守推進グループおよび本店主管部に報告するとともに、再発防止策を策定し実施する。

13. 規程に違反した場合の措置等

従業員等が本規程に違反した場合、懲戒などの処分の対象とすることがある。

以上